

第1 総則

1 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、福島県知事から指定水防団体に指定された本宮市が、同法第33条第1項の規定に基づき、本宮市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本宮市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

2 水防計画

この計画は、本宮市水防計画として、本宮市防災会議が作成及びその実施を推進する。

第2 水防組織

1 水防本部

水防法第10条、第11条、第16条及び気象業務法第14条の2の規定に基づき、水防に係る特別警報・警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから、そのおそれがなくなると認められるときまで、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

(1) 設置基準

次のア～ウに該当したとき、及び水防本部長が必要であると認めたときに設置する。

ただし、注意報の場合は諸状況を判断の上、水防本部長が特に必要であると認めた場合に限り設置するものとする。

ア 次の気象注意報及び警報、特別警報が発表されたとき。

注 意 報：大雨、洪水の各注意報

警 報：大雨、洪水の各警報

特別警報：大雨特別警報

イ 水防法第10条第2項及び第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。

ウ 水防法第16条第1項による水防警報が発表されたとき。

(2) 事務局

水防本部の事務局は防災対策課に置くものとする。

(3) 水防本部の係員の非常参集

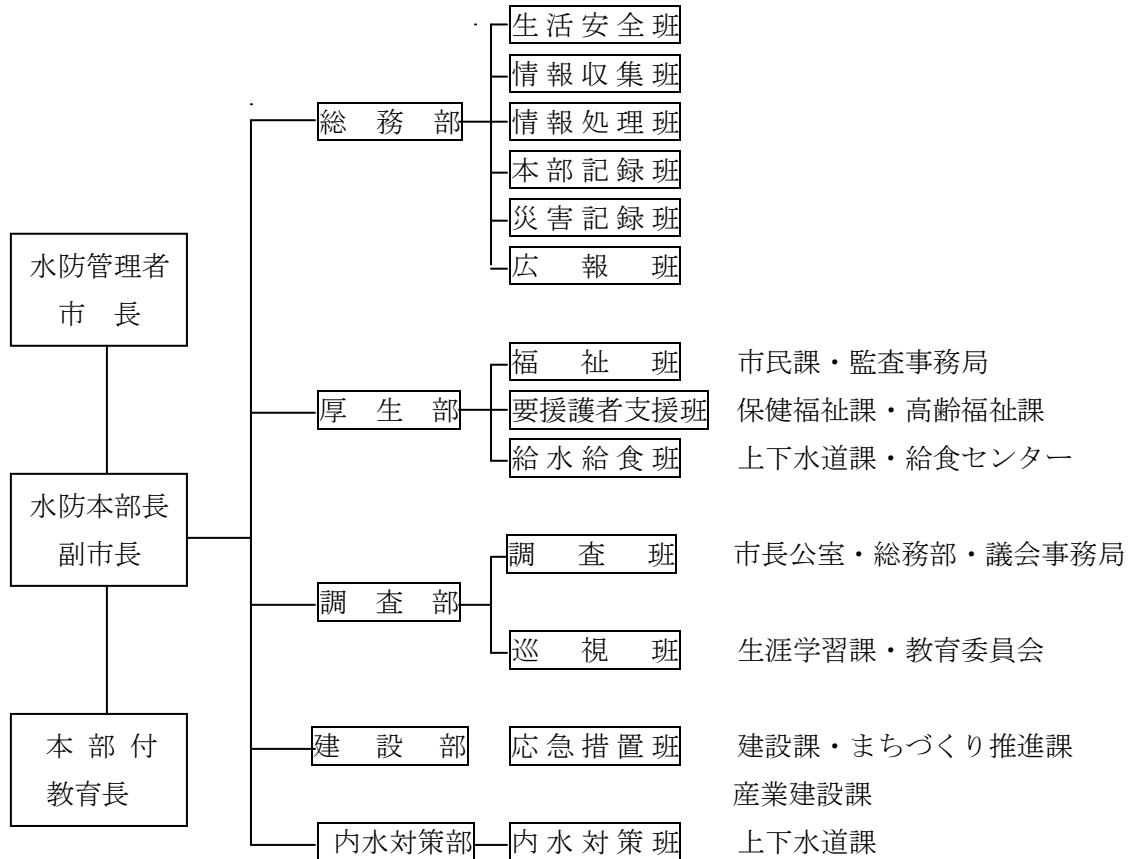
事務分担する係員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受けるものとする。

2 水防本部の組織

(1) 水防本部組織表

水防本部の組織は、水防本部組織表による。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、本市に災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の組織に入り水防事務を処理する。



(2) 水防事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりである。

本宮市水防本部の事務分掌

部名	班名	分掌事務
総務部	生活安全班	1 水防本部長の命令伝達に関すること。 2 各部との連絡調整に関すること。 3 国県等に対する報告。 4 消防機関との連絡調整に関すること。 5 水防本部の庶務・財務に関すること。 6 警察署との連絡に関すること。 7 その他各班の所掌に属さないこと。
	情報収集班	1 災害情報の収集に関すること。
	情報処理班	1 災害情報調整及び集約に関すること。
	本部記録班	1 水防本部の総合記録に関すること。
	災害記録班	1 災害状況写真の撮影・収集及び記録に関すること。
	広報班	1 広報・情報伝達に関すること。

部名	班 名	分 掌 事 務
厚生部	福祉班	1 避難所の確保・管理に関すること。 2 罹災者の寝具・収容等に関すること。 3 罹災者に対する援護対策にすること。 4 義捐金等の受付配布に関すること。
	要援護者支援班	1 要援護者の支援に関すること。 2 環境衛生・食品衛生の保持に関すること。 3 伝染病の予防・医薬品・衛生資材の確保、配分に関すること。
	給水・給食班	1 断水時における飲料水の供給に関すること。 2 給食に関すること。
調査部	調査班	1 河川等の巡視に関すること。 2 罹災世帯及び世帯人員の調査に関すること。 3 被害状況（公有財産・農作物等を含む。）調査に関すること。
建設部	応急措置班	1 水防活動指導、資機材の調達・受払に関すること。 2 被害地の応急対策に関すること。 3 建設業組合との連絡調整に関すること。
内水対策部	内水対策班	1 雨水排水ポンプ場の監視・稼働、情報の収集に関すること。

第3 重要水防区域

重要水防区域並びに溜池調書

- (1) 直轄管理河川・・・・・・・・別表－1（P 13）
- (2) 県管理河川・・・・・・・・別表－2（P 14）
- (3) 市管理河川・・・・・・・・別表－3（P 14）
- (4) 溜池・・・・・・・・別表－4（P 15）

第4 水防施設

1 水防倉庫の資器材備蓄基準

(1) 水防資材取扱要領

ア 資材の使用に際しては、水防以外の如何なる工事にも使用することを許さないものとする。

イ 資材の受払いについては、帳簿を常に記入しておかなければならない。

(2) 水防倉庫

次の基準をもとに、危険区域の実態に即応した、必要な器具資材等を備えておくものとする。

品名、規格		単 位	数 量	品名、規格		単 位	数 量
器	スコップ	丁	60	資	丸太 (2.0m)	本	50
	掛矢	〃	35		〃 (2.5m)	〃	100
	唐ぐわ	〃	40		〃 (3.5m)	〃	50
	ペンチ	〃	20		土のう袋	袋	2,000
具	おの	〃	10	材	ビニールシート	枚	10
	なた	〃	15		縄	丸	20
	鋸	〃	15		鉄線	Kg	20
	鎌	〃	15				

(備 考)

- 1 竹材、モッコ、その他、水防工法上必要な資機材若干量も備蓄しておくこと。
- 2 低湿地帯で土のう用土砂の採取不可能な地区については、土砂を備蓄しておくこと。
- 3 資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

2 水防倉庫の資器材備蓄状況

本宮市水防倉庫並びに備蓄器材、資材一覧表

(1) 本宮地区防災センター

水防倉庫		本宮市水防倉庫				
所 在 地		本宮市本宮字太郎丸112番地5				
備蓄資材・器具内訳	備 蓄 資 材		備 蓄 器 具			
	品 名	現有数量	品 名	現有数量	品 名	現有数量
	丸太(2.0m)	50	スコップ	60	両ツル	30
	丸太(2.5m)	100	掛矢	35	投光器	6
	丸太(3.5m)	50	唐ぐわ	40	拡声器	10
	土のう 袋	4,000	ペンチ	20	携帯無線	53
	ビニールシート	10	おの	10	水防用和舟	9
	縄	20	なた	15	水防舟	2
	鉄線	20	鋸	15	船外機	1
	ロープ	10	鎌	15	とび口	25
鉄筋杭		ハンマー	20	発電機	5	

(2) 白沢地区水防倉庫

水防倉庫		本宮市水防倉庫				
所 在 地		本宮市糠沢字石神109番地1				
備蓄資材・器具内訳	備 蓄 資 材		備 蓄 器 具			
	品 名	現有数量	品 名	現有数量	品 名	現有数量
	丸太(2.0m)		スコップ	25	ツルハシ	2
	土のう袋	500	掛矢	5	投光器	1
	ビニールシート	60	唐ぐわ	40	拡声器	
	縄	20	ペンチ	5	ハンマー	3
	鉄線	100	おの	5	鎌	5
	ロープ	2	なた	2	水防舟	1
	鉄筋杭	300	鋸	5	船外機	1
				発電機	1	

3 調達可能水防資材

備蓄資材の使用または損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、下記の水防資材取扱業者と予め連絡調整をしておくものとする。

なお、各分団において状況の急変等により水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各分団長は当該地域の業者により調達するものとする。この場合は、その旨を水防管理者あて報告するものとする。

水防資材取扱業者一覧

品名	業者名	住所	電話番号
土のう袋	J Aみちのく安達本宮	本宮字戸崎4 1	33-2735
	柳屋商店	本宮字万世1 3 6	33-3168
金物等 縄・こも類	柳屋商店	本宮字万世1 3 6	33-3168
	伊勢屋金物店	本宮字下町7	34-2041
砂利・砂	小野間砂利店	本宮字近江内8 1	34-2344
	第一工業	高木字平内1 2 - 1	33-2406

4 輸送

- (1) 水防資材、器具の輸送のためトラックなどの運搬具を整備し、必要に際して緊急輸送に当たらせるものとする。
- (2) 緊急のため運搬車両の不足を生じ、やむを得ない場合は官民を問わずあらゆる輸送機関をこれに優先せしめるものとし、この場合警察署長等に連絡応援を求めるものとする。

5 費用負担と公用負担

(1) 費用負担（法第41条、第42条）

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用は各々当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって決める。

又、水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは当該水防に要した費用は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。

(2) 公用負担（法第28条）

水防のため必要あるときは、水防管理者、水防団長、又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

必要な土地の一時使用

土石、竹林、その他の資材の使用

車両、その他の運搬具又は、器具の使用

工作物その他の障害物の処分

ア 公用負担権限証明書

水防法第28条により公用負担を命じる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書をその他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すべきものとする。

<p>第 号 公用負担権限証明書</p> <p style="text-align: center;">本宮市消防団</p> <p>上記の者 区域における水防法 第28条第1項の権限行使を委任すること を証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本宮市長 印</p>	<p style="text-align: center;">水 防 法</p> <p>第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。</p>
--	---

イ 公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的別の所有者又は、これらに準ずるべき者に手渡して、これをなすものとする。

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 負 担 命 令 票</p> <p>1 目的物 種類 数量</p> <p>2 負担の内容 使用、収用、処分</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">本宮市長 印 事務担当者 印</p>	
---	--

第5 水位、雨量の観測所

1 水位観測所

(1) 水防活動に必要とする量水標

番号	河川名	量水標 の名称	位置		水防団 待機水位	はん濫 注意水位	通報先	管理者
			大字	字				
1	阿武隈川	本宮水位	本宮	下町	4.00m	5.00m	国土交通省	国土交通省
2	安達太良川	本宮雨量 水位	本宮	上千束	1.30m	2.00m	二本松土木事務所	二本松土木事務所
3	五百川	荒井水位	荒井	諸小沢	3.50m	4.80m	二本松土木事務所	二本松土木事務所

2 雨量観測所

(1) 水防活動に必要とする観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	観測員名
1	福島県	本宮雨量水位	本宮市本宮字上千束58-23	二本松土木事務所

(2) その他の観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	観測員名
1	本宮市	本宮市役所 白沢総合支所	本宮市白岩字堤崎494-22	本宮市役所 白沢総合支所

第6 気象情報、水防情報の連絡

1 水防通信連絡

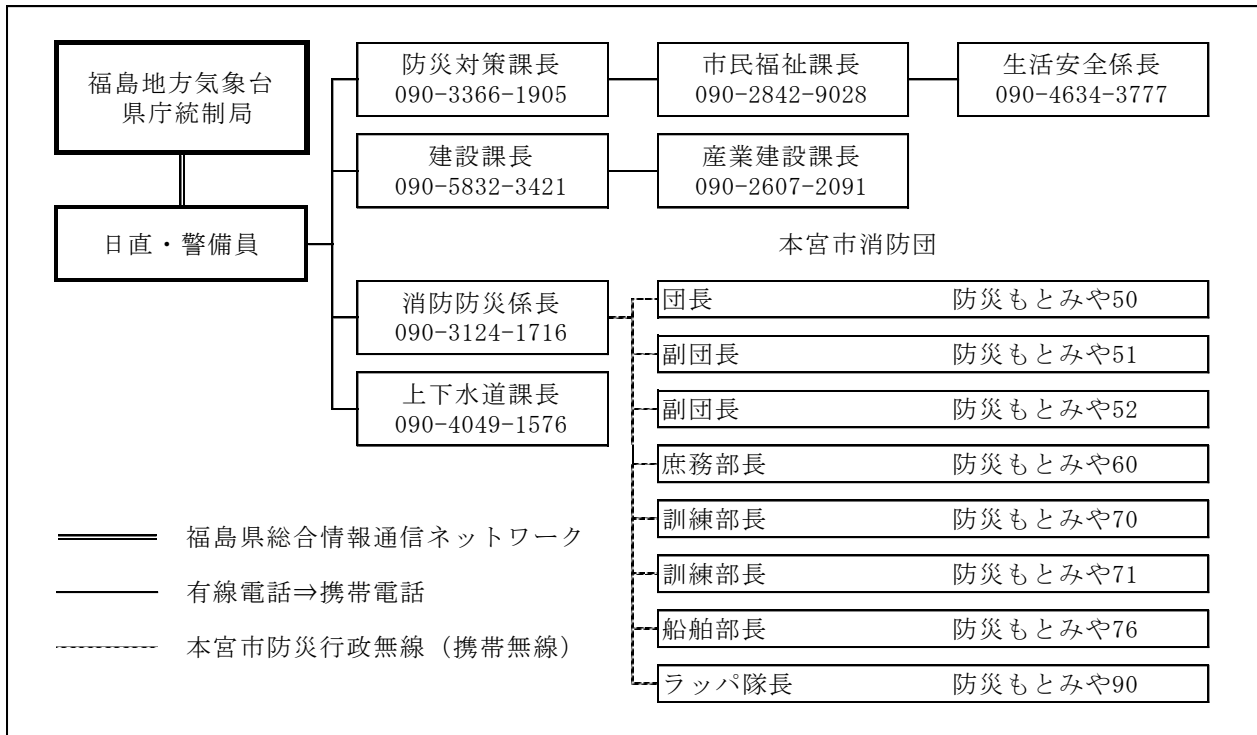
(1) 水防関係機関連絡表

通報先	局名	番号	摘要
福島県二本松土木事務所		(22)1151	
国土交通省福島河川国道事務所	福島 024	(546)4331	
国土交通省福島河川国道事務所郡山出張所	郡山 024	(943)6591	

(2) 庁内水防用務連絡表

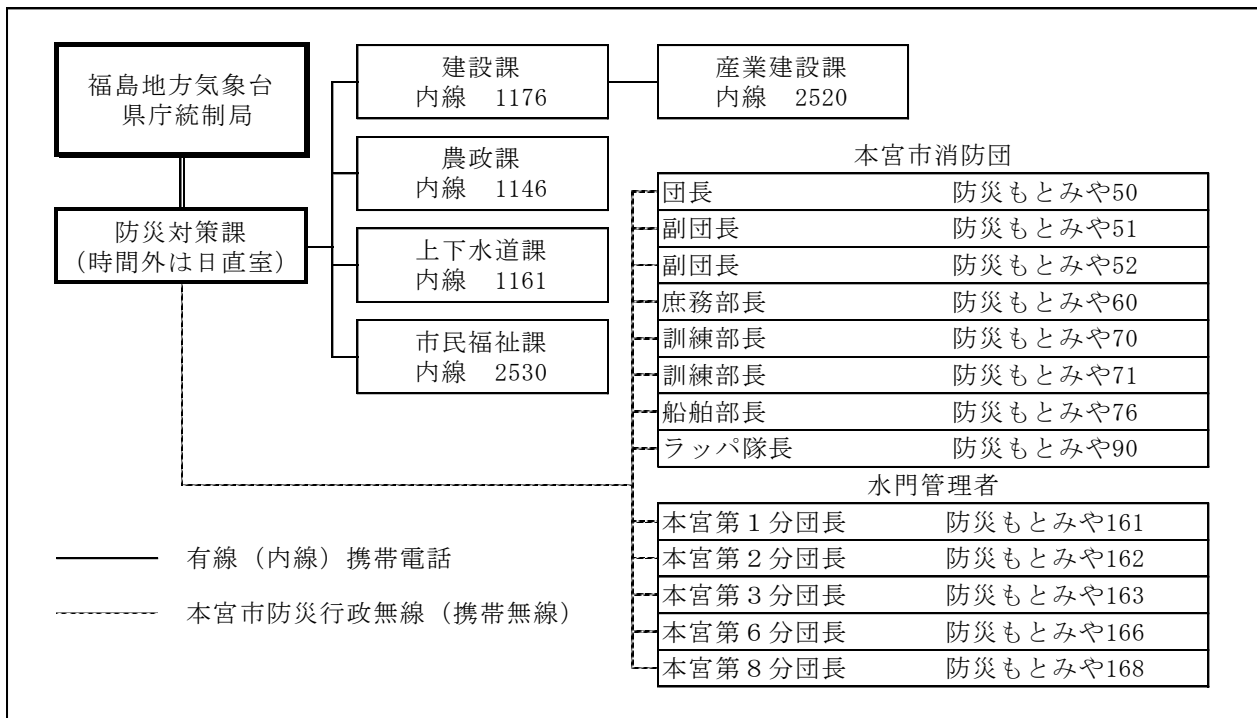
課名	庁内電話番号	課名	庁内電話番号
防災対策課	24-5365 内線 1119	農政課	24-5385 内線 1147
財政課	24-5305 内線 1232	商工観光課	24-5381 内線 1141
建設課	24-5392 内線 1178	上下水道課	24-5413 内線 1167
市民福祉課	44-2114 内線 2535	産業建設課	44-2115 内線 2522

(3) 退庁後水防用務連絡系統図

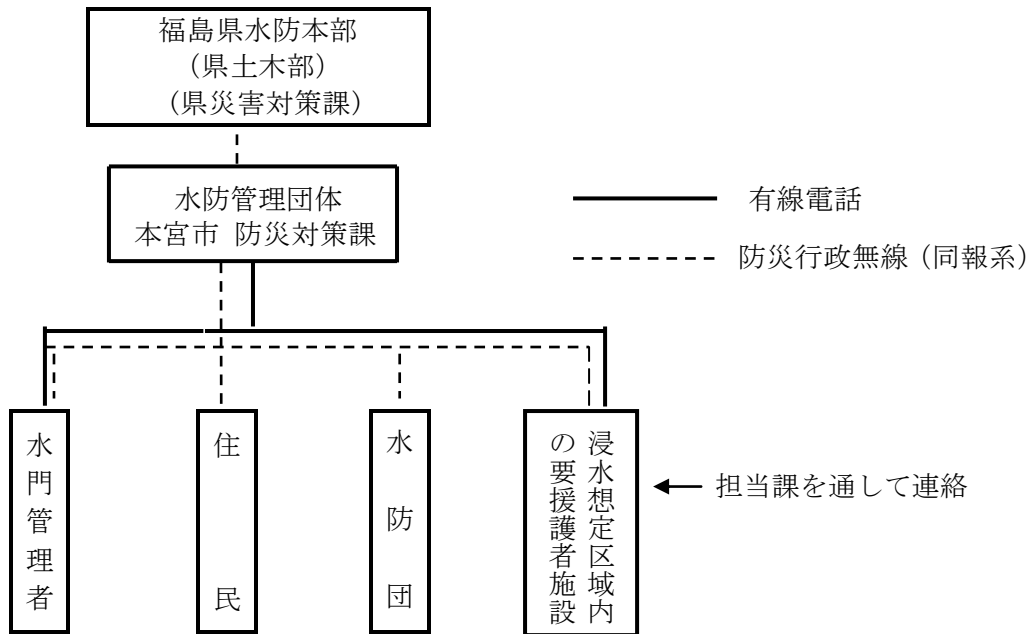


2 通報と伝達の系統図

(1) 水防用気象予警報伝達系統図



(2) 水防警報伝達系統図



第7 水防警報

水防法第16条第1項により国土交通大臣並びに県知事が水防警報を行う指定河川等、及び警報要領は次のとおりである。

1 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 阿武隈川

ア 水防警報を行う区域

河川名	区 域	
阿武隈川	左岸 福島県須賀川市前田川字二枚橋地先 右岸 〃 石川郡玉川村大字滝崎字滝山地先	須賀川市乙字大橋から
	左岸 〃 二本松市上川崎字畑中地先 右岸 〃 二本松市小セ川地先	移川合流点まで
	左岸 福島県福島市黒岩字房の内地先 右岸 〃 福島市小倉寺字加登内地先	福島市蓬萊橋から
	左岸 宮城県伊具郡丸森町耕野字岩92番の1地先 右岸 福島県伊達市梁川町舟生字明神前地先	福島・宮城県境まで

イ 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	所在地	氾濫注意水位	計画高水位
阿武隈川	須賀川	須賀川市江持	4.50m	7.915m
〃	阿久津	郡山市阿久津町	5.50m	8.650m
〃	本宮	本宮市本宮	5.00m	9.266m

ウ 水防警報発表者

発表責任者 東北地方整備局 福島河川国道事務所長

エ 対象量水標の水防警報の範囲

河川名	量水標名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項
阿武隈川	本宮	水位 4.00m に達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 4.50m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水位 5.00m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水位作業の必要がなくなったとき	最高水位は3時間前数字を用いて行う	適宜洪水情報を通知する

第8 水防活動

1 水防巡視

(1) 水防本部長は、洪水予報などの通知を受けたときは、直ちに各河川の消防分団長に対しその通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、河川水位が〔第5の1〕水位観測所の水防団待機水位又は氾濫注意水位に達したときは、直ちに関係消防団長に通知するとともに、福島県水防信号規則（昭和24年規則第91号）に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動に当たらせるものとする。

(2) 分団の水防受持区域

担当分団	受け持ち区域	人員	集合場所	責任者
本宮 第1分団	鳴瀬・太郎丸・上町・中条・下町の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第1分団屯所	本宮 第1分団長
本宮 第2分団	荒町・仲町・大町・弁天・作田・大貫の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第2分団屯所	本宮 第2分団長
本宮 第6分団	仁井田の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第6分団屯所	本宮 第6分団長
本宮 第7分団	高木の区域を流れる河川、及び支流	25人	本宮 第7分団屯所	本宮 第7分団長
白沢 第2分団	和田の区域を流れる河川	25人	本宮 第2分団屯所	白沢 第2分団長

(3) 各分団長は洪水予報の通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況などを水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、水防管理者の指示に基づき水防信号の第1信号により地域住民に周知するものとする。

(4) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し洪水の恐れを察したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに水防管理者の指示に基づき第2信号を打鐘し、団員を招集し水防活動にあたらせるものとする。

- (5) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出勤を求める必要があるときは、直ちに水防管理者に報告するとともに水防管理者の指示に基づき第3信号を打鐘するものとする。
- (6) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立ち退きを必要と認めるときは直ちに水防管理者に報告するとともに水防管理者の指示に基づき第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するものとする。

2 出動及び水防作業

- (1) 水防管理者が管下の消防団を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合。
- イ 水防警報指定河川等にあつては知事等からの警報を受けた場合。
- ウ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合。

- (2) 水防法第17条による水防団の出動段階は次の通りである。

- 第1段階 待機 水防団の足留を行うもの。
(洪水が予想され、刻々増水している場合)
- 第2段階 準備 水防器材の整備点検、水門、開閉の準備並びに水防団に出動、準備を通知するもの。
(水防団待機水位に達して更に増水が予想される場合)
- 第3段階 出動 水防団の活動を通知するもの。
(氾濫注意水位に達して、なお増水が予想される場合)
- 第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。
(特に堤防に被害なく氾濫注意水位以下に復した場合)

- (3) 水防作業の留意点

- ア 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領を家人に伝え、後顧の憂いなくし、一たん出動した場合は命令がなくて、部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- イ 作業中は終始敢闘精神をもって、上司の命令に従い、団体行動をとらなければならない。
- ウ 作業中は私語を慎み、言葉に注意し、特に「ろう水」「破堤」等の想像による言葉を用いてはならない。
- エ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重に期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員が緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。
- オ 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき又はその前後である。しかし、崖崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い(水位が最大洪水位の4分の3に減少したときが最も危険)から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳重にすること。

3 水防通報及び避難場所

(1) 決壊等の通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、当該水防管理団体は水防法第18条の規定により、直ちにその旨を二本松土木事務所及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体並びに東北地方整備局福島河川国道事務所に通報するものとする。通報を受けた土木事務所はこれを水防本部、警察その他必要な機関に連絡するものとする。

(2) 避難のための立退き

水防管理者が必要と認めたときは、各種の広報手段によって、水防法第22条の規定による立ち退き又はその準備を指示する。水防管理者は、予定立ち退き先、経路及び可能水防措置をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 水防通報及び避難場所

番号	河川名	決壊予想位置		戸数	人員	避難場所
		大字	字			
1	阿武隈川	高木	猫田、長畑他	51	154	高木地区公民館、総合体育館
2	〃	仁井田	葉山、石田	2	5	仁井田地区公民館
3	〃	本宮	弁天	7	21	老人憩いの家
4	安達太良川	本宮	欠下、千代田	40	120	市営体育館
5	〃	本宮	馬場	56	168	本宮小学校
6	〃	本宮	矢来	120	360	市営体育館
7	百日川	本宮	柳ノ内	2	7	老人憩いの家
8	瀬戸川	仁井田	落合	1	4	第四保育所
9	五百川	仁井田	葉山、一里壇	5	5	仁井田地区公民館

4 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がないと認めたときは、水防解除を命じこれを一般に周知させる。

5 水防活動の報告

- (1) 各分団長は、水防活動終了後2日以内に別記様式により水防管理者に報告しなければならない。
- (2) 水防管理者は土木事務所経由で知事に水防活動を報告するものとする。

第9 水防演習

水防法第35条により毎年消防団等による水防訓練を行うものとする。

1 実施期日 6月～8月

2 実施内容

(1) 水防訓練

水防工法、救助、広報等の訓練

(2) 水防のPR

水防の重要さをポスター、パンフレット、しおり等で住民にPRする。

別表－1 直轄管理河川 阿武隈川 【平成27年度評定】

番号	距離標	消防分団名	重要水防区域			予想される危険概要及び評価種別	対策水防工法
			地区名及び左右岸の別	位置 字名	延長 m		
1	63.6+175 64.4+80	白沢 2分団	白沢上流 右岸	和田字坂下 和田字南大沢	721 721	堤防高 A	積土のう
2	63.6+175 64.4+80	〃	〃	〃	721 0	堤防断面 A	
3	68.0+145 68.4+100	本宮 7分団	本宮 右岸	高木字北ノ脇 高木字高木	359 359	堤防高 B	積土のう
4	68.0+145 68.4+100	〃	〃	〃	359 0	堤防断面 B	
5	68.4+160	〃	〃	高木字百目木	工作物	百目木排水樋管 A	
6	68.6+135 68.8+5	〃	〃	高木字百目木 高木字長瀬	64 64	堤防高 B	積土のう
7	68.6+135 68.8+5	〃	〃	〃	64 0	堤防断面 B	
8	68.8+5 69.8+15	〃	〃	高木字長瀬 高木字猫田	937 937	堤防高 A	積土のう
9	68.8+5 69.4	〃	〃	高木字長瀬 高木字原	518 0	堤防断面 A	
10	69.4 69.8+15	〃	〃	高木字原 高木字猫田	419 0	堤防断面 B	
11	67.6+100 68.0+105	本宮 2分団	本宮 左岸	本宮字東町裏 本宮字東町	467 467	漏水 B	月の輪工 釜段工
12	68.0+125 68.2+50	〃	〃	本宮字荒町	124 124	堤防高 A	積土のう
13	68.0+125 68.2+50	〃	〃	〃	124 0	堤防断面 B	
14	68.0+125	〃	〃	本宮字東町 本宮字荒町	工作物	昭代橋 B	
15	68.2+95 69.6	本宮 1分団	〃	本宮字下町 本宮字鳴瀬	1,374 1,374	堤防高 A	積土のう
16	68.2+95 68.6	〃	〃	本宮字下町 本宮字中條	315 0	堤防断面 A	
17	68.4+80	〃	〃	本宮字中條	工作物	安達橋 B	
18	68.6 68.6+5	〃	〃	本宮字中條	5 0	堤防断面 B	
19	68.6+5 69.0	〃	〃	本宮字中條 本宮字上町	428 0	堤防断面 A	
20	68.8+100 69.2+105	〃	〃	本宮字上町 本宮字太郎丸	436 0	漏水 B	月の輪工 釜段工
21	69.0 69.0+5	〃	〃	本宮字太郎丸	5 0	堤防断面 B	
22	69.0+5 69.4	〃	〃	本宮字太郎丸 本宮字兼谷	417 0	堤防断面 A	
23	69.4 69.8	〃	〃	本宮字兼谷 本宮字鳴瀬	397 193	堤防断面 B	

24	69.4+ 55	本宮 1分団	本宮 左岸	本宮字兼谷	工作物	上の橋 A	
23	69.6 69.8+ 25	〃	〃	本宮字鳴瀬	224 32	堤防高 B	積土のう
合 計					8,478 4,271		

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

別表－2 県管理河川

番号	河川名	消防分団名	重要水防区域			予想される危険概要 戸数・氾濫面積	被災予想区域
			左右岸の別	位置 字 名	延長 m		
1	安達太良川	本宮 1分団 2分団	両岸	本宮字下町 本宮字千代田	900	溢水 78戸・3ha	本宮字南町裡 本宮字馬場
2	百日川	本宮 2分団	両岸	本宮字柳ノ内 本宮字弁天	720	溢水 32戸・2ha	本宮字柳ノ内 本宮字弁天
3	五百川	本宮 8分団	両岸	関下字大柳 関下字向川原	600	溢水 8戸・8ha	仁井田字瀬戸川 仁井田字下ノ原
4	五百川	本宮 5分団 6分団	両岸	仁井田字一里壇 荒井上字恵畑	2,500	溢水 11戸・8ha	仁井田字一里壇 荒井字葉山
5	仲川	白沢 1分団	両岸	糠沢字小田部	800	溢水 13戸・3ha	糠沢字小田部

別表－3 市管理河川

番号	河川名	消防分団名	重要水防区域			予想される危険概要	被災予想区域
			左右岸の別	位置 字 名	延長 m		
1	作田排水路	本宮 2分団	両岸	本宮字作田	600	溢水	本宮字作田 本宮字大貫
2	百目木排水路	本宮 7分団	両岸	高木字百目木	300	溢水	高木字百目木 高木字舟場
3	堂川	本宮 6分団	両岸	仁井田字一里壇	600	溢水	仁井田字一里壇 仁井田字葉山
4	矢沢川	本宮 8分団	両岸	岩根矢沢	100	洗掘	岩根字輪ヶ渕 岩根字矢沢
5	関下排水路	本宮 8分団	両岸	関下字下関下	200	洗掘	関下字下関下 関下字諸子沢

番号	池沼名	水系名 支線名	所在地	受益 面積	型式	貯水量 (m ²)	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修 内容	備考 (管理者)
1	蛇ノ鼻上ノ池	阿武隈川・安達太良川	本宮字蛇ノ鼻71	60	均一型	24,000	5.5	81		本宮市
2	蛇ノ鼻中ノ池	〃	〃 74	60	〃	55,000	6.4	153		大玉土地改良区
3	蛇ノ鼻下ノ池	〃	本宮字天ヶ63-2	60	〃	19,000	7.0	89		本宮市
4	宮ノ池	〃 瀬戸川	本宮字平井339	5	〃	5,860	2.9	65		大玉土地改良区
5	兼谷池	阿武隈川	本宮字兼谷	4	〃	5,890	3.5	50		本宮市
6	ヒシ池	阿武隈川・瀬戸川	本宮字平井78	5	〃	2,890	2.3	66		〃
7	年中池	〃	青田字年中	11	〃	7,000	13.0	90	W, D法面	青田普通水利組合
8	錫杖池	〃	青田字磐森538	11	〃	3,500	4.5	76		〃
9	新池	〃	青田字西原	6	〃	17,000	8.3	275		〃
10	大谷池	〃	青田字大谷537	50	〃	59,000	3.8	288		〃
11	金瓶池	〃	青田字古城久保	5	〃	2,000	3.1	69	W	〃
12	銭瓶池	〃	〃	5	〃	5,000	3.6	97	D法面	〃
13	戸張池	〃	青田字戸張	10	〃	17,000	5.5	101		〃
14	蔵内池	〃	青田字蔵内38	7	〃	-	2.2	60	GS	〃
15	大池	〃 五百川	岩根字池ノ入	40	〃	59,000	7.5	264	D法面	本郷普通水利組合
16	静ヶ池	〃	岩根字深沢	6	〃	5,000	4.4	108		〃
17	三池	〃	岩根字三合原	5	〃	5,000	4.3	124	S	〃
18	荒池	〃	〃	6	〃	9,000	5.9	108	LB	〃
19	二ツ池上	〃	岩根字蛇沢	5	〃	10,000	6.7	127	W	〃
20	茗荷池	〃	岩根字茗荷	26	〃	2,000	5.1	83	GS	〃
21	鳥足池	阿武隈川	高木字水境17	10	〃	9,000	6.6	30		高木用水土地改良区
22	明戸石池	〃	高木字明戸石	20	〃	3,000		53		高木用水土地改良区
23	大池	〃	高木字重石1	20	〃	14,000	12.0	67		〃
24	重石池	〃	高木字重石14	20	〃	12,000	12.0	77		〃
25	新池	〃	高木字中滝42	10	〃	2,000	4.0	40		〃
26	中滝池	〃	高木字中滝40	10	〃	7,000	7.0	47		〃
27	滝ノ入池	〃	高木字中滝33	10	〃	3,000	5.5	89		〃
28	中前田池	〃 五百川	岩根字中前田37	22	〃	2,580	2.2	50		
29	東前田池	〃	岩根字東前田39	2	〃	950	2.0	22		
30	二ツ池下	〃	岩根字蛇沢	5	〃	6,500	5.2	95	W, S	
31	長箴池	〃 瀬戸川	青田字長箴31	2	〃	2,070	3.2	60	G, S法面	
32	小池	〃	青田字小池47-1	2	〃	790	1.8	45		
33	作田上ノ池	〃	本宮字作田1	2	〃	1,130	2.2	38	GS, W, S	
34	作田下ノ池	〃	本宮字作田23	2	〃	1,280	2.7	34	GS	
35	寺池	〃	高木字舟場	2	〃	2,020	2.6	66	D堤体, S	高木用水土地改良区
36	向田池	〃	青田字向田	-	〃	3,200	2.0	200		
37	館池	〃	青田字館	-	〃	1,000	2.0	20		
38	西ノ池	〃	岩根字立石山	-	〃	4,000	6.0	80		本宮市

LD 堤体漏水 LB 池敷漏水 GS 池敷に土砂堆積 D 堤体沈下、法面保護破損 S 余力能力不足、破損 W 取水装置破損 b 早い機会に要改修

番号	池沼名	水系名 支線名	所在地	受益 面積	型式	貯水量 (m ²)	堤高 (m)	堤長 (m)	要改修 内容
39	白旗溜池	阿武隈川・仲川	和田字白旗 28	235	“	11,900	7.2	95	
40	真光寺大池	“	和田字西明内 144	2	“	4,300	3.5	66	
41	返シ内池	“	和田字返シ内 38	5	“	4,300	3.5	58	
42	中島池	“	和田字戸ノ内 177	3	“	1,700	4.0	24	
43	小館池	阿武隈川	和田字小館 132	5	土堰堤	4,100	3.0	35	
44	桜内池	阿武隈川・仲川	和田字久保入 56	3	“	2,800	4.0	35	
45	荒池	“	糠沢字礼堂 23	7	“	9,000	3.0	90	
46	礼堂池	“	糠沢字礼堂 121-1	2	“	1,200	3.8	44	
47	八幡田池	“	糠沢字葭池 164	3	“	2,600	4.0	45	
48	池端池	“	糠沢字羽黒 337	2	“	530	2.0	34	
49	東笹田池	“	糠沢字東笹田 65	4	“	1,500	2.5	47	
50	尽沢池	“	糠沢字石ケ作 61	3	“	1,700	3.3	34	
51	西笹田池	“	糠沢字西笹田 115	9	“	7,100	2.6	60	
52	貉池	“	糠沢字高松 226	4	“	480	3.0	32	
53	高松池	阿武隈川	糠沢字高松 100	4	“	300	2.7	31	
54	長屋平大池	阿武隈川・白岩川	長屋字大池 18	20	“	29,600	4.3	94	
55	滝池	“	長屋字滝池 18	1 5	“	21,900	4.8	81	
56	田平池	“	長屋字田平池 20	1 6	“	16,100	4.8	76	
57	谷戸池	“	長屋字桑原前 1	5	“	4,000	4.3	47	
58	沢口池	“	白岩字沢口 227	6 3	“	19,400	6.5	71	
59	谷戸池	“	白岩字高槻 28	7	“	4,300	2.8	35	
60	鏡田池	“	白岩字寺内 55	2	“	3,800	3.2	65	
61	梶内池	“	白岩字梶内 2	8	“	1,800	4.0	31	
62	狐石池	“	白岩字梶内 191	8	“	6,900	4.5	52	
63	蟹沢池	“	白岩字梶内 227	4	“	1,100	4.5	48	
64	栗ノ木平池	“	白岩字柳内 58	2	“	9,700	4.6	91	
65	赤池	“	白岩字柳内 445	4	“	6,100	3.5	55	
66	屋戸ケ入池	“	白岩字柳内 678	2	“	1,100	3.2	23	
67	金池	“	白岩字黒内 152	2	“	1,500	3.7	33	
68	芦ヶ沼池	“	白岩字宮ノ下 13	1 0	“	11,400	4.0	105	
69	竹ノ作池	阿武隈川・朝日出川	白岩字竹ノ作 188	5	“	3,200	3.3	37	
70	大岩入池	“	白岩字大岩入 153	10	“	15,000	13.5	44	
71	陣場池	“	白岩字陣場 18	3	“	1,800	3.2	33	
72	平郎内池	阿武隈川・白岩川	松沢字平郎内 86	2	“	1,000	2.7	30	
73	安達疏水溜池	阿武隈川・仲川	和田字西明内 128	3 7	“	34,800	11.0	78	
74	大谷戸溜池	“	和田字大谷戸 65	3	“	2,700	18.5	42	
75	菖蒲田池	阿武隈川・白岩川	長屋字井ノ上後 55	3	“	760	3.0	31	
76	埋内中池	“	白岩字埋内 860	2	“	450	1.6	39	
77	塩ノ崎池	“	白岩字塩ノ崎 993	1 3	“	3,800	4.6	80	
78	岳山池	“	白岩字塩ノ崎 992	4	“	3,000	6.6	54	
79	雨堤池	阿武隈川・朝日出川	稲沢字雨堤 127	3	“	120	2.5	32	
80	大柳池	“	稲沢字飛内 212	4	“	460	3.0	43	
81	上喜多池	“	稲沢字上喜多 174	6	“	710	3.6	49	

LD 堤体漏水 LB 池敷漏水 GS 池敷に土砂堆積 D 堤体沈下、法面保護破損 S 余力能力不足、破損 W 取水装置破損 b 早い機会に要改修